

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣 言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等 を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や 働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も 進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等） b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工 程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

酵素風呂サロンを開業準備中であり、酵素風呂は以下の点でグリーン化の取組みとなる

・天然素材を使用

酵素風呂はおがくず、米ぬか、野菜や果物の発酵エキスなど再生可能な有機物を利用してい ます。

・加温不要の自然発酵熱

微生物の発酵によって自然に熱が発生するため、電気やガスを使わずに高温の入浴が可能 で す。これにより、エネルギー消費や二酸化炭素排出量を抑えることができます。

・廃棄物のリサイクル活用

米ぬかやおがくずなどは元々廃棄されることも多い素材ですが、これを再利用することで循環 型 社会への貢献となります。

・化学物質不使用(場合による)

酵素風呂では一般的に合成化学物質を使用せずに温浴効果を得ることができ、環境や人体へ の 負荷が少ないとされています。

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施

等) ・ストレス緩和・メンタルヘルスケア

酵素風呂の発酵熱で身体が芯から温まり、副交感神経が優位になることでリラックスが期待されます。ストレス軽減は、メンタルヘルス不調の予防につながります。¹

・免疫力向上・健康維持

自然な温熱作用により血行が促進され、新陳代謝が活性化。風邪予防や体調管理の一助になるとされており、従業員の健康維持に貢献します。

・福利厚生の魅力

酵素風呂の体験を企業の福利厚生として提供することで、従業員の満足度向上、企業への愛着や定着率向上にもつながります。

・SGs・ESG と連動

自然素材を活用した酵素風呂は、環境への配慮と健康の両立を目指す企業姿勢を示すものであり、ESG 投資や SDGs 経営とも親和性があります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひ

な形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

2

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和7年5月30日

hello moon and sun 代表 豊田 知里

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

